

令和4年5月26日
都市整備政策部建築調整課

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

下記4地区の地区計画が都市計画決定されたことに伴い、世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「建築物制限条例」という）に当該区域内の地区整備計画の制限内容を追加、変更をする必要があるため、建築物制限条例の一部を改正する。

- ・「放射23号線沿道地区地区計画」
- ・「北烏山二・三丁目地区地区計画」
- ・「北烏山二丁目北部地区地区計画」
- ・「世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画」

2 改正内容

別紙1のとおり

3 施行予定日

公布の日

4 条例改正新旧対照表

別紙2のとおり

5 添付資料

（別紙1）建築物制限条例改正に関連する地区計画や法令改正の概要

（別紙2）新旧対照表（改正箇所抜粋）

建築物制限条例改正に関連する地区計画や法令改正の概要

各地区計画の対象区域と制限内容

1 「放射23号線沿道地区地区計画」

(1) 対象区域



(2) 放射23号線沿道地区地区計画のうち地区整備計画で制限する内容

建築物制限条例 別表第1 1、別表第2に追加

① アの欄 (建築してはならない建築物)

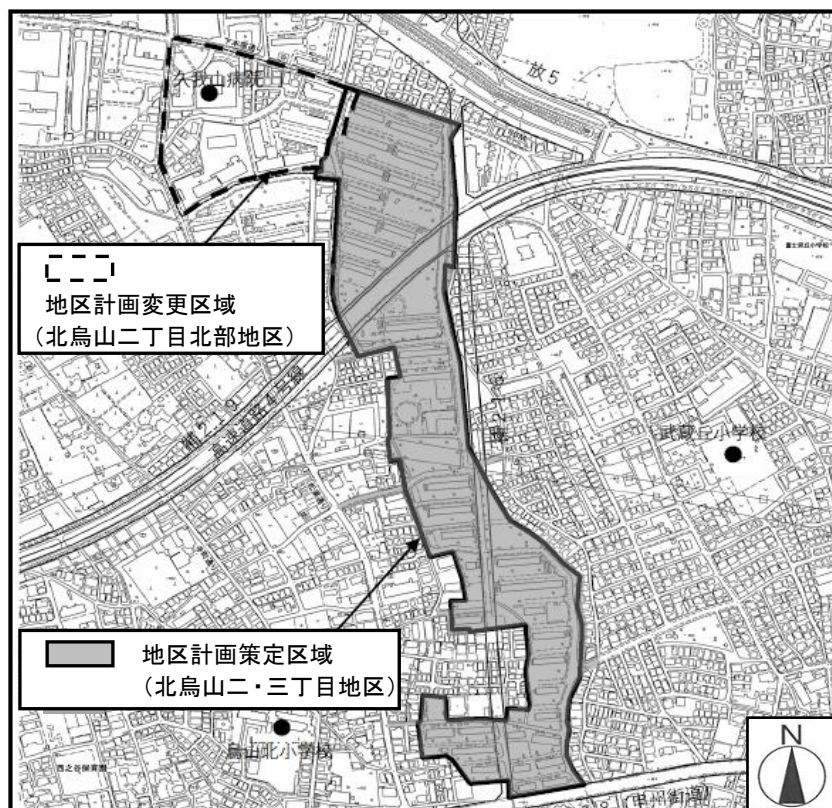
良好で健全な市街地の形成を図るため、建築してはならない建築物を定める。

② キの欄 (建築物の高さの最高限度)

周辺の住環境に配慮しつつ、良好な街並みの形成を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。

2 「北烏山二・三丁目地区地区計画」・「北烏山二丁目北部地区地区計画」

(1) 対象区域



(2) 北烏山二・三丁目地区地区計画のうち地区整備計画で制限する内容

建築物制限条例 別表第1 1、別表第2、別表第5に追加

- ① アの欄（建築してはならない建築物）
住宅団地としての健全な市街地の形成を図るため、建築してはならない建築物を定める。
- ② イの欄（建築物の容積率の最高限度）
周辺の街並みと調和した市街地の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度を定める。
- ③ ウの欄（建築物の建ぺい率の最高限度）
みどり豊かでゆとりある市街地の形成を図るとともに、避難空間を確保し防災性の向上を図るため、建築物の建ぺい率の最高限度を定める。
- ④ オの欄（壁面の位置）
周辺市街地への圧迫感等に配慮したみどり豊かな空間を形成し、歩行者空間を確保するため、壁面の位置を定める。
- ⑤ カの欄（壁面の位置の適用除外）
壁面の位置の制限の目的からして制限区域内への設置が支障ないと判断できるものについて、適用除外建築物を定める。
- ⑥ キの欄（建築物の高さの最高限度）
周辺の街並みと調和した市街地の形成を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。

⑦ ケの欄（建築物の形態又は意匠の制限）

壁面の位置の制限を定める土地の区域は、歩行者空間を確保するため、通行の支障となるような建築物の形態又は意匠の制限をする。

(3) 北烏山二丁目北部地区地区計画のうち地区整備計画で制限する内容

建築物制限条例 別表第2中を追加・変更

① オの欄（壁面の位置）

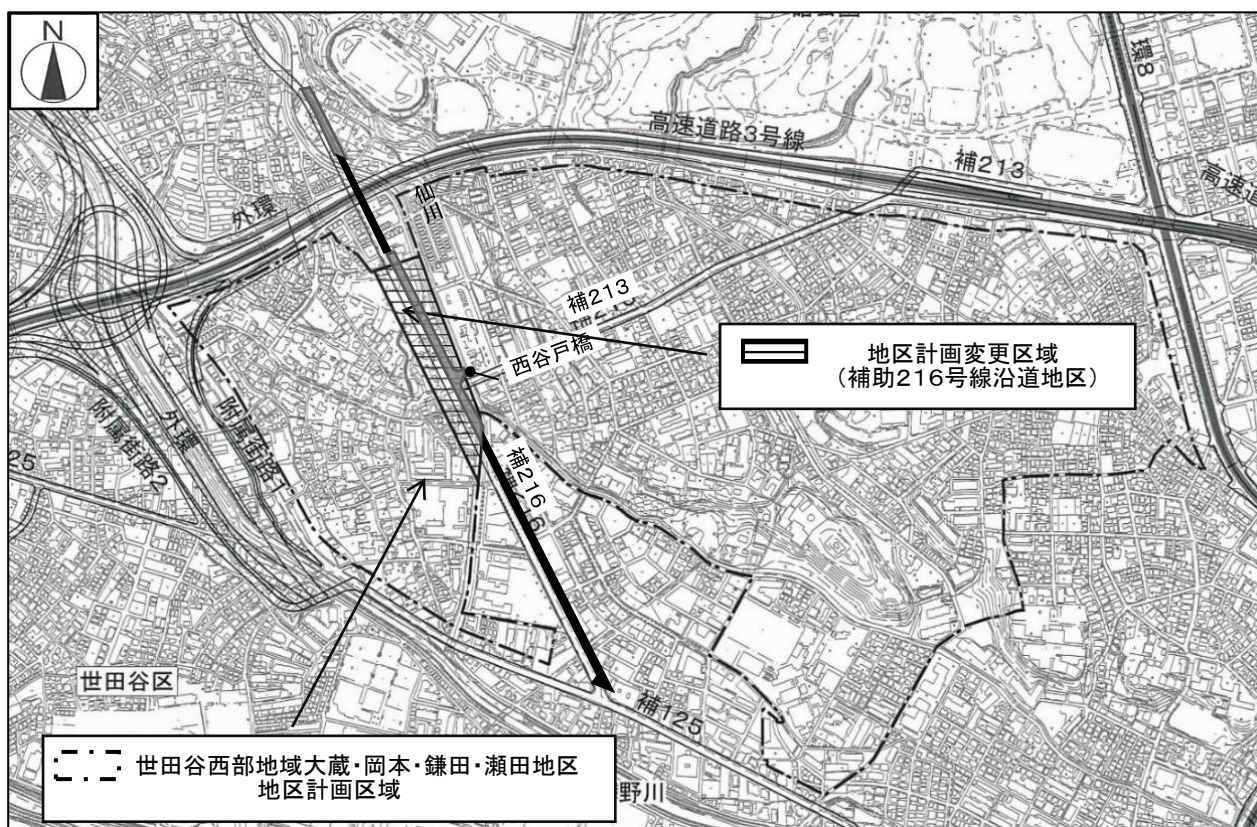
戸建て主体の住宅地の良好な採光と通風の確保と、住宅団地の周辺への圧迫感の防止や避難時の安全性の確保を図るため、道路及び隣地境界線からの壁面の位置を制限する。

② キの欄（建築物の高さの最高限度）

周辺住宅地の居住環境に留意した中高層住宅市街地の形成を図るため、建築物の高さを制限する。

3 「世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画」

(1) 対象区域



(2) 世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画のうち地区整備計画で制限する内容

建築物制限条例 別表第3から削除し別表第2へ「補助216号沿道地区」を加えると共に内容を追加・変更

① エの欄（建築物の敷地面積の最低限度）

土地の細分化を防止し、良好な居住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

② キの欄（建築物の高さの最高限度）

景観を考慮しつつ、良好な居住環境の形成を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。

※住宅地区は、制限内容に変更はないため省略

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年7月1日条例第34号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成元年9月27日条例第52号 中略 令和3年3月9日条例第20号 令和3年6月25日条例第43号 <u>令和4年6月〇日条例第〇号</u></p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。 中略 附 則（令和3年6月25日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。 <u>附 則（令和4年6月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年7月1日条例第34号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成元年9月27日条例第52号 中略 令和3年3月9日条例第20号 令和3年6月25日条例第43号</p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。 中略 附 則（令和3年6月25日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。</p>

別表第1 1 (変更前・後 追加) : 東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画 東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画

別表第1

1 2の区域以外の地区整備計画区域

改正後	
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号	
別表第1 (第2条関係)	
1 2の区域以外の地区整備計画区域	
名称	区域
東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域	東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画区域	東京都市計画放射23号線沿道地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

改正前	
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号	
別表第1 (第2条関係)	
1 2の区域以外の地区整備計画区域	
名称	区域
追加	追加
追加	追加

別表第2

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
								(1)	(2)			
東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画	幹線沿道地区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号又は第9項に該当する営業の用に供するもの 2 法別表第2（ほ）項第2号に規定する射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	住商協調地区	3 法別表第2（へ）項第3号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 4 法別表第2（へ）項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫 5 法別表第2（と）項第4号に規定する同表（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの	—	—	—	—	—	28m	—	—	—	—
	住宅地区A	—	—	—	—	—	—	19m	—	—	—	—
	住宅地区B	—	—	—	—	—	—	16m	—	—	—	—

別表第2

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
								(1)	(2)			
東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画	住宅地区	別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が25㎡未満の住戸を有するもの	10分の20	10分の5	—	1 計画図3に示すとおり、1号壁面線については、敷地境界線から5m 2 計画図3に示すとおり、2号壁面線については、当該敷地の反対側の水路境界線から5m 3 計画図3に示すとおり、3号壁面線については、道路境界線から3m 4 計画図3に示すとおり、4号壁面線については、区画道路境界線又は都市計画道路計画線から3m 5 計画図3に示すとおり、5号壁面線については、区画道路境界線から1m 6 計画図2及び計画図3に示すとおり、6号壁面線については、歩行者通路境界線から1m	1 バス停留所の上屋 2 計画図2に示す歩行者通路、歩道状空地及び緑地を除いた部分に設置する公衆便所、防災倉庫その他公益上又は防災上壁面の位置の適用を除外することがやむを得ない平屋建ての建築物	35m。 ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から計画図3に示す全方位斜線における境界線（敷地境界線、都市計画道路計画線、道路の反対側の境界線、水路の反対側の境界線等（以下この部において「敷地境界線等」という。））までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの (2) 当該部分から計画図3に示す北側斜線における敷地境界線等までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4mを加えたもの	—	—	軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱を設けることができないこととなる敷地の部分に突出する形状	—
	甲州街道沿道地区	1 法別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が25㎡未満の住戸を有するもの 2 法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 法別表第2（へ）項第3号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの	10分の30		—			45m。 ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から計画図3に示す全方位斜線における敷地境界線等までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの (2) 当該部分から計画図3に示す北側斜線における敷地境界線等までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4mを加えたもの	—	—		—

(新旧対照表)
別表第2

別表第2 (変更前・後 変更) : 東京都市計画北烏山二丁目北部地区地区整備計画

新							旧								
地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	オ	カ キ	地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	オ	カ キ		
東京都市計画北烏山二丁目北部地区地区整備計画	住宅団地地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度(1)	東京都市計画北烏山二丁目北部地区地区整備計画	住宅団地地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度(1)
		次に掲げる用途の建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅のうち、各住戸の住戸専用部分の床面積が30㎡以上であるもの (2) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) 法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令(以下この部において「施行令」という。)第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 法別表第2(ハ)項第5号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (5) (1)から(4)までに掲げる用途に係る建築物に附属するもの(施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)	変更なし	変更なし	1 計画図1に示すとおり、1号壁面線については、隣地境界線又は道路境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、隣地境界線から5m又は道路境界線から2m 2 計画図1に示すとおり、2号壁面線については、計画図2に示す北烏山二丁目公園の境界線又は隣地境界線から5m 3 計画図1に示すとおり、3号壁面線については、隣地境界線から5m 4 計画図1に示すとおり、4号壁面線については、地区計画境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、地区計画境界線から2m (5 削除)	変更なし	35m。 ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4mを加えたもの (2) 計画図1に示す1号壁面線に係る部分にあつては、当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの (3) 計画図1に示す3号壁面線に係る部分にあつては、当該部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの (4) 計画図1に示す4号壁面線に係る部分にあつては、当該部分から地区計画境界線までの水平距離に1.25	次に掲げる用途の建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅のうち、各住戸の住戸専用部分の床面積が30㎡以上であるもの (2) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) 法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令(以下この部において「施行令」という。)第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 法別表第2(ハ)項第5号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (5) 前各号の建築物に附属するもの(施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)	変更なし	変更なし	1 計画図その1に示すとおり、1号壁面線については、隣地境界線及び道路境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、隣地境界線から5m及び道路境界線から2m 2 計画図その1に示すとおり、2号壁面線については、公園(計画図その2に示す公園をいう。)の境界線及び隣地境界線から5m 3 計画図その1に示すとおり、3号壁面線については、隣地境界線から5m 4 計画図その1に示すとおり、4号壁面線については、車道状空地(計画図その2に示す車道状空地をいう。以下この項において同じ。)の境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、車道状空地の境界線から2m 5 計画図その1に示すとおり、5号壁面線については、道路境界線から5	変更なし	建築物の各部分の高さは、35mを限度とし、かつ、次に掲げるもの以下とする。 (1) 当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4mを加えたもの (2) 当該部分から隣地境界線及び車道状空地に係る部分を除く。)及び道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの (3) 当該部分から車道状空地の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの		

							を乗じて得たものに 17.5mを加えたもの						m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については道路境界線から2m		
住宅団地周辺地区	変更なし	—	—	変更なし	—	変更なし		住宅団地周辺地区	変更なし	—	—	変更なし	—	変更なし	

※エ・ク・ケ・コの列については制限がないため省略されています。

<u>補助</u>				<u>100m²</u>			<u>15m</u>				
<u>21</u>											
<u>6号</u>											
<u>線沿</u>											
<u>道地</u>											
<u>区</u>											

※二重下線箇所は別表第3から削除、別表第2の追加の際に新たに加わった箇所

別表第3（変更前・後 削除）：東京都市計画世田谷西部地域
大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区整備計画

別表第3

改正後					改正前				
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号					○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号				
別表第3（第4条—第6条関係）					別表第3（第4条—第6条関係）				
地区整備 計画の名称	計画 地区	ア	イ	ウ	地区整備 計画の名称	計画 地区	ア	イ	ウ
		建築物の容積 率の最高限度	建築物の建ぺ い率の最高限 度	建築物の敷地 面積の最低限 度			建築物の容積 率の最高限度	建築物の建ぺ い率の最高限 度	建築物の敷地 面積の最低限 度
(削除)					東京都市 計画世田 谷西部地 域大蔵・岡 本・鎌田・ 瀬田地区 地区整備 計画	地区 整備 計画 の区 域	10分の8。ただ し、次の場合 は、この限りで ない。 (1) 建築 物の敷地 に接する 区画道路 (計画書 に示す区 画道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。)又は	10分の4。ただ し、次の場合 は、この限りで ない。 (1) 建築 物の敷地 に接する 区画道路 又は都市 計画道路 の部分が 道路とし て整備さ れた当該 敷地に建	100㎡。ただし、 次の場合は、こ の限りでない。 (1) 建築 物の敷地 に接する 区画道路 又は都市 計画道路 の部分が 道路とし て整備さ れた当該 敷地に建

改正後							改正前						
										都市計画 道路（都市 計画法第 11条第1 項の規定 により都 市計画施 設として 定められ た道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。）の部 分（建築物 の敷地が 2以上の 区画道路 及び都市 計画道路 に接する 場合は、そ れぞれの 区画道路 及び都市 計画道路 の部分と する。以下	築する場 合	築する場 合	

改正後						改正前								
									この表において同じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合					
									(2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この表において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合			

改正後						改正前								
									(3) 次の 公告のあ った区域 (以下こ の表にお いて「土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあつ た区域」と いう。)に 建築する 場合(建築 物の敷地 が当該区 域に係る 事業計画 に定めら れた公共 施設とし ての道路 (以下こ の表にお いて「土地 区画整理 道路」とい う。)に接	(3) 土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあつ た区域に 建築する 場合(建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると	(3) 土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあつ た区域に 建築する 場合(建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると			

改正後						改正前						
									する場合 又は当該 敷地内に 土地区画 整理道路 がある場 合におい ては、区長 が交通上、 安全上、防 火上及び 衛生上支 障がない と認めた 建築物を 建築する ときに限 る。この場 合におい て、当該敷 地のうち 土地区画 整理道路 に係る部 分の面積 は、敷地面 積又は敷 地の部分	きに限る。 この場合 において、 当該敷地 のうち土 地区画整 理道路に 係る部分 の面積は、 敷地面積 又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとし る。)	きに限る。 この場合 において、 当該敷地 のうち土 地区画整 理道路に 係る部分 の面積は、 敷地面積 又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとし る。)	

改正後						改正前								
										の面積に 算入しな いものと する。)				
										ア 土地 区画整 理法第 9条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理事 業の施 行につ いての 認可の 公告及 び同法 第10条 第3項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の				

改正後						改正前							
									公告 イ 土地 区画整 理法第 21条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理組 合の設 立につ いての 認可の 公告及 び同法 第39条 第4項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の 公告 ウ 土地 区画整				

改正後						改正前							
										理法第 51条の 9第3 項の規 定によ る土地 区画整 理事業 の施行 につい ての認 可の公 告及び 同法第 51条の 10第2 項の規 定によ る事業 計画の 変更に ついて の認可 の公告 エ 土地 区画整 理法第 55条第			

改正後						改正前								
										9項及び第69条第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告				
										オ 土地区画整理法第71条の3第11項の規定によ				

改正後						改正前							
									る施行 規程及 び事業 計画の 認可の 公告並 びに同 条第15 項の規 定によ る施行 規程及 び事業 計画の 変更の 認可の 公告				
備考						備考							
1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。						1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。							
2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。							

別表第5（変更前・後 追加）：
東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画

別表第5

改正後	改正前																				
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号	○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号																				
別表第5（第5条関係）	別表第5（第5条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区整備計画等の名称</th> <th style="text-align: center;">計画地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画</td> <td>地区整備計画の区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画</td> <td>地区整備計画の区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>地区整備計画の区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区整備計画</td> <td>広域避難場所地区</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画等の名称	計画地区	東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域	東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域	東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域	地区整備計画の区域	東京都市計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区整備計画	広域避難場所地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区整備計画等の名称</th> <th style="text-align: center;">計画地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画</td> <td>地区整備計画の区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画</td> <td>地区整備計画の区域</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区整備計画</td> <td>広域避難場所地区</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画等の名称	計画地区	東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域	東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域	(追加)	(追加)	東京都市計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区整備計画	広域避難場所地区
地区整備計画等の名称	計画地区																				
東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域																				
東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域																				
東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域	地区整備計画の区域																				
東京都市計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区整備計画	広域避難場所地区																				
地区整備計画等の名称	計画地区																				
東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域																				
東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域																				
(追加)	(追加)																				
東京都市計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区整備計画	広域避難場所地区																				